

## 八戸市条件付き一般競争入札要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、八戸市が発注する建設工事及び建設関連業務委託（以下「建設工事等」という。）について、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）を行うこととし、その実施について必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事等)

第2条 条件付き一般競争入札に付する建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、市長が条件付き一般競争入札以外の方法によることが適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 設計金額が500万円以上の建設工事（土木工事にあつては400万円以上）
- (2) 設計金額が1,000万円以上の建設関連業務委託
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建設工事等

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定による落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）により入札を行う場合の対象工事の選定は、八戸市入札制度等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の審議を経た上で行うものとする。

### (入札参加形態)

第3条 前条の規定により対象工事等を選定するときは、併せて次の各号に掲げるいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

- (1) 単体企業のみを入札
- (2) 共同企業体のみを入札
- (3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札

2 前項第2号又は第3号の入札を行う場合の入札参加形態の決定は、検討委員会の審議を経た上で行うものとする。

### (入札参加資格の要件)

第4条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設工事の場合にあつては、対象工事に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (3) 八戸市建設業者等指名停止要領（平成16年6月1日実施）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 対象工事等ごとに定める業種について、八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則（昭和42年八戸市規則第9号）第3条の規定に基づく入札参加資格の認定を受け、かつ、等級格付がある業種の場合にあつては、当該等級に格付されてい

ること。

(5) 対象工事等ごとに定める事業所の所在地要件を満たしている者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、市長が八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則第3条の規定に基づく入札参加資格の再認定をした者を除く。

(7) その他対象工事等ごとに定める要件を満たしている者

2 総合評価落札方式により入札を行う場合又は前条第1項第2号若しくは第3号の入札を行う場合の前項第4号、第5号及び第7号の規定による入札参加資格の決定は、検討委員会の審議を経た上で行うものとする。

（公告）

第5条 市長は、当該対象工事等を条件付き一般競争入札に付そうとするときは、入札日から起算して少なくとも18日前までに令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

2 前項の規定による公告は、八戸市のホームページ等への掲載及び八戸市財政部契約検査課前の掲示板への掲示等により行うものとする。

3 入札後において予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者について入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めた場合に落札決定する入札方法（以下「事後審査方式」という。）による入札を行う場合における第1項の規定の適用については、同項中「18日前」とあるのは「15日前」とする。

（入札参加申請）

第6条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、八戸市条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式。以下「参加資格確認申請書」という。）に、次に掲げる書類で市長が指定するものを添えて当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4の通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

(2) 配置予定技術者調書（別記第2号様式）

(3) 施工実績調書（別記第3号様式）

(4) 業務実績調書（別記第4号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 電子入札システム（当市が行う入札に関する事務を当市の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札（以下「電子入札」という。）を行う案件（以下「電子入札案件」という。）においては、前項の規定による提出に代えて、前項各号に規定する書類を電子入札システムを使用して提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、事後審査方式による入札にあっては、八戸市条件付き一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（別記第5号様式。以下「事後審査方式参加申請書」という。）を当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。この場合において、条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、同項各号に掲げる書類を提出することを要しない。
- 4 前項の事後審査方式参加申請書は、電子入札案件においては、電子入札システムを使用して提出する参加申請書に代えるものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（入札参加資格の確認）

- 第7条 市長は、参加資格確認申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を確認し、その結果を、八戸市条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（別記第6号様式。以下「参加資格確認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を併せて通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、同項の規定による通知に代えて、電子入札システムを使用して送付する参加資格確認通知書により通知することができる。
  - 3 前2項の規定による通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができる。
  - 4 市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、その請求者を当該入札に参加させるものとする。

（入札参加資格の喪失）

- 第8条 市長は、前条第1項又は第4項の規定により条件付き一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、理由を付してその旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。
- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。
  - (2) 参加資格確認申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

（設計図書）

- 第9条 対象工事等の設計図書は、閲覧、貸出又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。
- 2 市長は、前項の供覧に代えて、設計図書の販売を行うことができる。

（質問及び回答）

- 第10条 参加資格確認申請書又は事後審査方式参加申請書を提出した者は、設計図書に関

して質問があるときは、質問書を提出期限日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の質問書を受理したときは、回答書を回答期限日までに、八戸市のホームページ等への掲載により閲覧に供し、又は参加資格確認申請書若しくは事後審査方式参加申請書を提出した全ての者に通知するものとする。

(事業協同組合の取扱い)

第11条 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合が条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することができない。

(入札の執行)

第12条 入札の執行回数は、八戸市予定価格事前公表要領(平成13年10月1日実施。以下「予定価格事前公表要領」という。)第2条第2項の規定により入札執行後に予定価格を公表することとなった場合は、原則として再度入札(開札時に予定価格を超える価格の入札のみの場合、再度公告せず入札する手続のことをいう。以下同じ。)を含めて2回を限度とする。

- 2 入札に参加する者は、予定価格事前公表要領第5条の規定にかかわらず、入札書と併せて入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書(以下「内訳書」という。)を提出しなければならない。ただし、前項に規定する場合における再度入札の際は、内訳書の提出を要しないこととすることができる。
- 3 内訳書の提出が必要な入札において、その提出がない者がした入札は、無効とする。

(事後審査方式における落札候補者の決定)

第13条 事後審査方式による入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を定めている場合にあっては最低制限価格未満の入札をした者を、八戸市低入札価格調査制度実施要綱(平成13年4月1日実施)第4に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を定めている場合にあっては同要綱第7の2に規定する数値的判断基準による判定により失格となった者を除く。)を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

- 2 前項の場合において、最低の価格をもって入札した者が2者以上いるときは、これらのものについて、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。

(事後審査方式における入札参加資格確認書類の提出)

第14条 事後審査方式における落札候補者は、入札終了後、八戸市条件付き一般競争入札(事後審査方式)参加資格確認申請書(別記第7号様式)及び第6条第1項各号に掲げる書類(以下「確認申請書等」という。)を当該公告に定める提出期限日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 提出期限日経過後は、確認申請書等の修正及び再提出は、認めない。
- 3 落札候補者が提出期限日までに確認申請書等を提出しない場合又は入札参加資格の確

認のために行う指示に従わない場合は、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

(事後審査方式における入札参加資格の確認)

第15条 市長は、前条第1項の規定により確認申請書等を受理した場合は、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めるときは、落札決定(落札候補者の入札価格が調査基準価格に満たないときは、八戸市低入札価格調査制度実施要綱第7の2に規定する低入札価格調査対象者)とし、入札参加資格がないと認めるときは、当該落札候補者の行った入札は無効として、次順位者から順次審査を行うものとする。この場合において、入札参加資格の確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の確認は行わないものとする。

2 入札参加資格の確認は、原則として、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、確認申請書等に疑義が生じた場合は、この限りでない。

(入札参加資格がないと認めた者に対する通知等)

第16条 市長は、前条第1項の確認の結果、入札参加資格がないと認めた者に対して、参加資格確認通知書により理由を付してその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。

(入札の無効)

第17条 確認申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき、その他条件付き一般競争入札への参加が著しく不相当であると認められるときは、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

(その他)

第18条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から実施し、同日以後に公告を行う条件付き一般競争入札について適用する。

2 八戸市制限付き一般競争入札要領(平成6年9月1日実施)及び八戸市簡易型一般競争入札要領(平成14年7月1日実施)は、廃止する。

3 この要領の実施前に公告を行った八戸市制限付き一般競争入札要領に基づく制限付き一般競争入札及び八戸市簡易型一般競争入札要領に基づく簡易型一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市条件付き一般競争入札要領の規定は、平成30年6月1日以後に公告を行う条件付き一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った条件付き一般競争入札については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第6条―第8条、第10条関係）

## 八戸市条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（あて先） 八 戸 市 長

住 所  
申請者 商号又は名称  
代表者氏名 印

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事（委託）に係る入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工事（委託）番号 第 号

工事（委託）名

（添付書類）

- 1 総合評定値通知書の写し
- 2 配置予定技術者調書
- 3 施工実績調書
- 4 業務実績調書

担当者連絡先

氏 名

電 話

F A X

## 配置予定技術者調書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

技術者名（生年月日）		
法令による資格・免許 （取得年月日及び登録番号）		
工 事 （ 業 務 ） 経 歴	工事名 （委託名）	
	発注者名	
	工事場所 （委託場所）	
	請負代金額 （委託料）	
	工 期 （委託期間）	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事職務名	
	従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	工 事 概 要 （業務概要）	

注1 工事（業務）経歴の欄には、最近の代表的な類似工事（委託）の経歴について、類似のものが無い場合はその他主要なものについて記入してください。

注2 工事経歴については、配置予定技術者が主任（監理）技術者または現場代理人として従事したものについて記入してください。



# 施 工 実 績 調 書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

工 事 名	
発 注 者 名	
工 事 場 所	
請負代金額	円（消費税及び地方消費税の額を含む） 共同企業体の場合、出資比率で分した額 円
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	

注1 施工実績は1件あれば可とします。

注2 記載した施工実績が確認できるように、次のいずれかの書類を添付してください。  
ただし、施工実績が八戸市から元請として請け負った工事である場合には、添付を省略することができます。

- ① CORINS（工事实績情報サービス）の竣工時工事カルテの写し
- ② 発注者が施工実績を証明する書類又はその写し
- ③ 工事請負契約書の写しのほか、設計図書の写し等施工実績を確認することができる書類

# 業 務 実 績 調 書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

委 託 名	
発 注 者 名	
委 託 場 所	
委 託 料	円（消費税及び地方消費税の額を含む） 共同企業体の場合、出資比率で分した額 円
委 託 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資比率 %）
業 務 概 要	

注1 業務実績は1件あれば可とします。

注2 記載した業務実績が確認できるように、次のいずれかの書類を添付してください。  
ただし、業務実績が八戸市から元請として請け負った業務である場合には、添付を省略することができます。

- ① T E C R I S（業務実績情報サービス）の登録カルテの写し
- ② 発注者が業務実績を証明する書類又はその写し
- ③ 委託契約書の写しのほか、設計図書の写し等業務実績を確認することができる書類

第5号様式（第6条、第10条関係）

## 八戸市条件付き一般競争入札（事後審査方式）参加申請書

年 月 日

（あて先） 八 戸 市 長

住 所  
申請者 商号又は名称  
代表者氏名 印

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事（委託）に係る入札に参加したいので、申請書を提出します。

記

工事（委託）番号 第 号

工事（委託）名

担当者連絡先  
氏 名  
電 話  
F A X

## 八戸市条件付き一般競争入札参加資格確認通知書

様

八戸市長

印

下記工事（委託）に係る条件付き一般競争入札参加資格確認申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

- 工事（委託）番号 第 号
- 工事（委託）名
- 入札公告日 年 月 日
- 入札参加資格 有 ・ 無
- 入札参加資格がないと認めた理由

注 入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。  
説明を求める場合は、 年 月 日（ ） 時までに、  
財政部契約検査課へその旨を記載した書面（様式は任意）を提出してください。

# 八戸市条件付き一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書

年 月 日

（あて先） 八 戸 市 長

住 所  
申請者 商号又は名称  
代表者氏名 印

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事（委託）に係る入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

工事（委託）番号 第 号

工事（委託）名

### （添付書類）

- 1 総合評定値通知書の写し
- 2 配置予定技術者調書
- 3 施工実績調書
- 4 業務実績調書

担当者連絡先  
氏 名  
電 話  
F A X